

相続救急110番

「相続難民」にならないために

発行：司法書士法人ABC

ABC
ABCアソシエイツ 司法書士法人ABC
Judicial Scrivener Office

〒540-6591
大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号
OMMビル15階
TEL：06-6232-8797 FAX:06-6232-8798
<http://www.abc-jsc.com/>

「相続」 どう変わる!? ～やさしい法律講座～

残された高齢配偶者の生活を保護 創設された配偶者居住権とは



司法書士法人 ABC
代表 椎葉基史

＊相続法改正のポイント＊

- ① 配偶者の居住権を保護するための方策
- ② 遺産分割に関する見直し
- ③ 遺言制度に関する見直し
- ④ 遺留分制度に関する見直し
- ⑤ 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

高齢化の進展など社会情勢の変化に伴い、相続法の大規模な改正案が7月6日可決、成立しました。このコーナーでは、今回の法改正によって今後の「相続」がどう変わるのか？私たちの生活や将来にどのような影響があるのか？を分かりやすく解説します。

本号ではその中でも、メインとなる「配偶者の居住権を保護する」ための方策について解説します。

民法の中でも相続に関する規程は、配偶者の法定相続分の引上げ等があった昭和55年の改正以降、実質的に大きな改正はされていませんでした。しかし、社会の変化や急速に加速する高齢化社会への対応を目指すため、今回の改正が行われました。

見出しにあるように改正のポイントは大きく六つに分けることができます。その中でも、一つ目に挙げた配偶者の居住を保護するための方策として、「配偶者居住権」が創設されました。この制度は自宅の相続に関わるため、多くの人に影響があることから非常に注目されています。

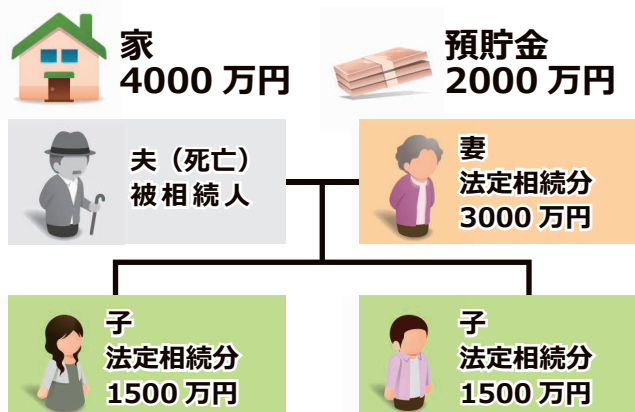
そもそも、相続が発生すると遺産はどのように分けられるのかご存知でしょうか。例えば、夫が亡くなり配偶者である妻と子が相続人となる場合、現行法で定められた法定相続分に従うと2分の1が妻、残り2分の1を子で均等に分け合うこととなります。残された財産を相続人全員で公平に分けることができれば、問題はありませ

ん。しかし、主な財産が自宅などの不動産だった場合、物理的に分割することができないので、売却して現金に換える必要があります。もしくは、名義を子どもと共有状態にしなければならず、居住する権利が不安定となってしまうことが懸念されていました。妻は住み慣れた家に住み続けたいと考えていても、一方の子ども側は自分の子どもの教育資金のために現金が必要ということで、親子間で揉めてしまうことも多々あったのです。

厚生労働省の統計によると婚姻時の年齢差は男性が2、3歳上となっていますが、平均寿命は年々伸びており男性（81.09年）より女性（87.26年）の方が長いため、多くの場合、夫が亡くなってから数年から数十年、残された妻は一人で生活しなければなりません。しかし、先ほどの例のように遺産分割のために家を売却してしまうと、高齢で残された配偶者は住む家を失ってしまいます。このような状況を防ぐため、残された妻が引き続き自宅に

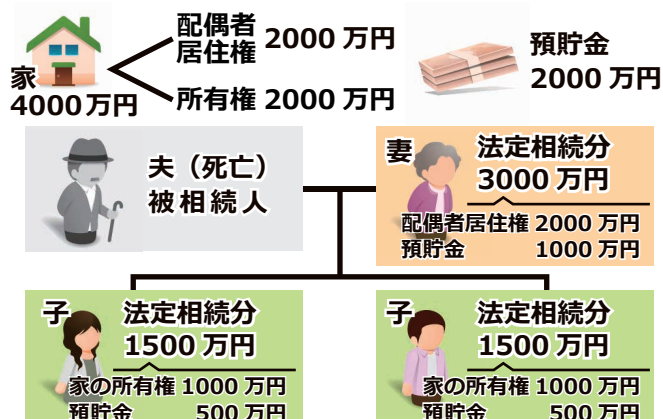
残された配偶者が住居を失うリスクを回避

現在は…



※家の評価額が法定相続分を超えるため、法定相続分で相続すると家の売却などが必要になる

改正後



※妻は配偶者居住権を設定することにより、家に住み続けることができ、預貯金 1000万円も相続できる
※配偶者居住権の評価については事案により異なります

住み続けることができる権利として「配偶者居住権」が設けられることになりました。

家の権利を「居住権（一定期間または終身まで賃料を支払うことなく自宅に住むことができる権利）」と「所有権（自由に使用・収益・処分する事ができる権利）」に分けて相続することが可能となり、「所有権」とは別に「居住権」として登記を行うことができます。権利を分離したことで、結果的に相続財産分配のための売却をする必要がなくなりました。また、配偶者居住権の評価は通常の所有権よりも低い評価になるため、配偶者としての相続分を、より預貯金等の生活資金の確保に充てることができるようになります。

配偶者居住権は大きく①「配偶者居住権」と②「配偶者短期居住権」に分かれており、配偶者にとってより強力な権利は①の配偶者居住権となります。①の配偶者居住権の設定期間は配偶者が亡くなるまでとされており、配偶者の居住空間の確実な権利確保が見込めます。ただし、①の配偶者居住権を配偶者が取得するには下の三つの方法によらなければなりません。

- (1) 相続人全員による遺産分割協議による取得（家裁の遺産分割審判による設定も可）
- (2) 遺言による遺贈
- (3) 被相続人と配偶者との間で配偶者居住権を取得させる旨の生前の死因贈与契約

いずれも困難である場合は、これまでの民法と同様のルールに従うこととなりますが、家の売却や立ち退きなどを強要されないために、②の配偶者短期居住権が創設され、一時的な配偶者の居住権の確保を実現したのです。短期居住権については、終期が通常の配偶者居住権の「死亡時」までと違い、「遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日」または「相続開始の時から6か月を経過す

る日」のいずれか遅い日となっています。

居住権を取得したいと考える配偶者が、遺産分割協議で他の相続人から住居を売却するように提案を受けたとしても、それに応じなければ遺産分割審判が成立するまで、事実上②の配偶者短期居住権を取得することになります。また、遺産分割審判において家庭裁判所が①の配偶者居住権をそのまま、認める審判を行う事も大いに予想されますので、この権利は居住権の確保という意味で、強力なものであるといえるかもしれません。

しかし、配偶者居住権は他の相続人（共有状態も想定）に対して、善管注意義務（善良な管理者としての注意義務）を負うなど管理に関する様々なルールが定められています。配偶者居住権が取得できたとしても、住居を利用する配偶者が適切な利用をしなければ、善管注意義務違反として、配偶者居住権を取り消されてしまう可能性があります。そのうえ、賠償問題に発展するという可能性も十分に考えられますので、注意しなければなりません。

ちなみに相続手続きでは、所有権の登記と配偶者居住権の登記の両方を、司法書士に依頼するというのが必要になります。

私の個人的な想いとしては、相続人同士がまるで他人（大家と借主）のようなルール設定になっていて些か寂しい気がします。仮に遺言や死因贈与契約が無くても、相続人である親子間で気持ちよく譲り合って、配偶者居住権の確保のみならず、法定相続分を譲歩して配偶者に自宅所有権を全て認めるなど、子どもとして親孝行してもらいたいものです。

残された配偶者の老後の生活を保護するための改正はこれだけではありません。二つ目に挙げた遺産分割の見直しの中でも改正点があります。「婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その

居住の用に供する建物又はその敷地（配偶者居住権を含む。）について遺贈又は贈与をしたときは、民法第903条第3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する」とされました。

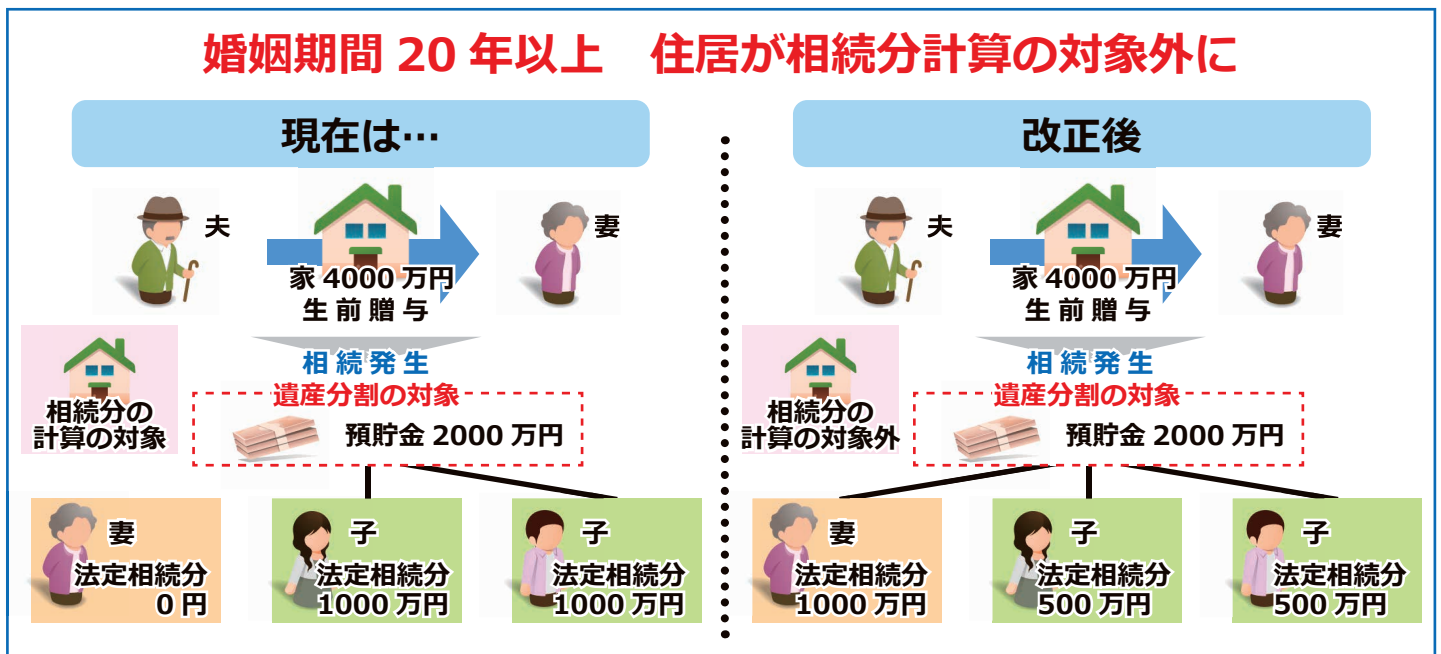
通常、共同相続人の中に特別受益（被相続人からのある一定の遺贈や贈与）を受けた者があった場合には、相続財産にその金額を加えたものを、相続財産とみなし、これを基礎に相続人の相続分を算定します（持戻し）。被相続人が、この持戻しをしなくてもよいという意思表示（持戻し免除の意思表示）していた場合には、持戻しをしなくてもよいのです。

この改正によって、仮に被相続人や配偶者が「配偶者居住権」という存在自体を知らず、生前の遺言や死因贈与契約で配偶者居住権の設定をしていなくても、夫婦間での居住用資産の遺贈や贈与さえあれば、他の相続人はその分を特別受益であると主張することが難しくなります。ですから、残された配偶者は自身の相続分について

居住用資産以外のものを更に取得することもでき、居住権だけではなく相続後の生活資金の確保もしやすい内容となったのです。もし一定期間以上添い遂げた夫婦間であれば、被相続人の積極的な意思表示として配偶者に対する居住用資産の遺贈や贈与さえあれば、相続人の相続分を計算するにあたり、当然にその分の金額を持戻しの対象外にする意思が含まれるとし配偶者の生活が保護されます。

ちなみに、現行の民法でも被相続人が配偶者への居住用資産の遺贈や贈与について、持戻し免除の意思表示さえしていれば同様の効果が出ますので、すでに遺贈や贈与の準備をされているかたは検討されると良いでしょう。

この二つの改正の施行日は、「公布の日から起算して2年を超えない範囲内（平成32年7月12日まで）において政令で定める日」とされ、再来年から始動するとみられおり、法務省から今後の具体的な内容が示される予定です。



—セミナーレポート—

事業承継を考えるなら～「経営と借金・相続と承継」

2018年6月20日、静岡にてNPO法人相続アドバイザー協議会主催の相続寺子屋の講師として、椎葉基史が講演を行いました。同協議会の会員など20名程度のかたが参加しました。

セミナーの内容は次の通りです。

- ・負債相続に取り組むに至った経緯
- ・負債相続難民とは
- ・借金の相続とは
- ・連帯保証債務について
- ・「経営者保証」の問題について
- ・事業承継における負債問題
- ・法定単純承認・限定承認・相続放棄について
- ・負債の生前相続対策



会社の経営において、借入をしていない会社は稀であり、そのほとんどが借り入れをしながら経営を行っています。また個人保証をとるケースが多く、経営者の相続が発生すると当然に保証債務が相続されてしまいます。そのため経営者に対して、われわれ専門家は廃業や倒産のリスクを考慮した相続対策を提案しなければなりません。

本セミナーでは、経営者を支援する立場となる受講生

に対し、事業承継における負債相続の基礎知識を解説しました。その後、保険を活用した生前対策の具体例を、ケース別に紹介しました。

これからの20年は日本の中小企業にとって、間違いなく「廃業」と向き合う20年となります。われわれ、相続の専門家の知識と経験を結集して、残される家族へより思いやりに満ちた解決策を提案していかなければなりません。



相続アドバイザー12期生
殿岡 武春氏

◆受講者様のご感想をいただきました

会社に借金はつきものですが、事業承継の場面で借金がどう変容するのか？社長個人の連帯保証や後継者や配偶者の保証の有無、あらゆることを考慮しなければならないことを再認識しました。

借金を背負うか免れるかにより、相続人のその後の人生は大きく変わってしまいます。横断的な知識を備えた実務家の必要性をつよく感じました。

INFORMATION

◆週刊エコノミスト（毎日新聞出版）より取材を受けました。

当事務所の代表・椎葉基史が、7月26日に「週刊エコノミスト」より取材を受けました。

セミナー開催情報

●生保セールス実践塾「経営者の未来を守る ～負債相続対策の活用法～」

日時：9月11日(火) 15:00～18:00
会場：トリプルグッドグループ セミナールーム
大阪市北区大淀中1-1-30 梅田スカイビル タワーウエスト9階
主催：生保セールス実践塾

●第44期 相続アドバイザー養成講座（第12講座）「借金と相続対策」

日時：10月5日(金) 16:00～18:10
会場：株式会社東京アプレイザル セミナールーム
東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階
主催：NPO法人相続アドバイザー協議会

●東京司法書士会三多摩支会研修「司法書士が取り組むべき相続放棄・限定承認の実務」

日時：11月2日(金) 18:15～21:15
会場：立川市内某所
主催：東京司法書士会 三多摩支会

●オープンセミナー「経営者が知るべき連帯保証債務の相続とその対応」

日時：11月9日(金) 18:00～21:00
会場：大阪市西区江戸堀1丁目11-4 損保ジャパン肥後橋ビル902号室
主催：社長を元気にする会

お知らせ 本号は7月号と9月号の合併号として発刊します。次号は11月20日発刊予定です。

司法書士法人ABC

● 【大阪本店】
● 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
● OMMビル15階
● TEL: 06-6232-8797 FAX: 06-6232-8798

● 【東京支店】
● 東京都千代田区神田平河町1番地
● 第3東ビル6階
● TEL: 03-6823-0771 FAX: 03-6369-3843